

麻績村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日
告示第 17 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、麻績村補助金等交付規則（昭和48年3月規則第43号）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に村内で新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては、その全額、賃料については勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては、住居手当分に相当する費用を除く。）をいう。
- (3) リフォーム費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に村内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。なお、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであれば対象とする。
- (4) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機に村内に引越しをする際に要した費用のうち、運輸支局長に対し貨物軽自動車運輸事業の届出をした者又は一般自動車貨物運輸事業について運輸局長の許可を受けた者への支払いをいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（所得証明書をもとに、前年又は前々年度の夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満であること。ただし、次の場合にあってはそれぞれ記載する計算方法により算出して得た額が500万円未満であること。
 - ア 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (3) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が当該住居の住所になっていること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 夫婦共に村税等に滞納がないこと。

(6) 夫婦の双方が麻績村暴力団排除条例（平成 24 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、住居費及び引越費用等を合算した額を対象とし、1 世帯当たり 30 万円を上限に予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、麻績村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和 6 年 3 月 31 日までに村長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦の所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）

(4) 村税の納税証明書

(5) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

(6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(7) リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）

(8) 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）（住居費における賃貸借の場合）

(9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

(10) その他、村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、麻績村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 7 条 前項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに麻績村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 8 条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(5) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 9 条 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。